

東西軸活性化事業庁内連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 豊中市における東西の活性化（以下「東西軸活性化」という。）に向けた関係所管課と調整を行うため、東西軸活性化事業庁内連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(趣旨・目的)

第2条 令和5年度（2023年度）から7年度（2025年）にかけて豊中市の両端である服部緑地と原田緑地で予定されている大規模な再整備事業を契機に東西軸の活性化に向けて令和5年に東西軸活性化アクションプランを策定した。連絡調整会議は、東西軸活性化アクションプランの進行状況や情報共有及び連絡調整を図ることにより、東西軸活性化事業を円滑に実施するとともに、連携可能な事業について協議、調整することを目的とする。

(連絡調整事務)

第3条 連絡調整会議では、次の各号に関わる情報共有及び連絡調整を行う。

- (1) 東西軸活性化アクションプランの進行状況
- (2) 各課が実施する東西軸上の事業内容・進捗
- (3) 連携可能事業
- (4) その他東西軸活性化に関し必要な事項

(組織)

第4条 連絡調整会議は委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 連絡調整会議の委員長は都市活力部魅力文化創造課長、副委員長は都市経営部経営戦略課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、連絡調整会議の委員の追加をすることができる。

(運営)

第5条 委員長は連絡調整会議の事務を総理する。

- 2 連絡調整会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の連絡調整への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 連絡調整会議の庶務は、都市活力部魅力文化創造課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 9 月 4 日から実施する。

別表 連絡調整会議の構成

委員長	都市活力部	魅力文化創造課長
副委員長	都市経営部	経営戦略課長
委員	都市活力部	スポーツ振興課長
		空港課長
		産業振興課長
	都市経営部	広報戦略課長
	環境部	ゼロカーボンシティ推進課長
		公園みどり推進課長
	都市計画推進部	都市計画課長
	都市基盤部	交通政策課長
	クリーンランド事務局	クリーンランド総務課長
	教育委員会	社会教育課長